



様式第1号(第2条関係)

令和8年4月30日

令和7年度 政務活動費収支報告書

鳥取県議会議長 福田 俊史 様

鳥取県議会議員 玉木 裕一

1 交付を受けた政務活動費の額

3,000,000 円

2 政務活動費を充てた支出の額

項 目	金 額	主な支出の内訳
	円	
調査研究費	309,938	7/23石川視察、8/18新潟視察
研 修 費	7,000	鳥取県防災士養成研修受講料
会 議 費	3,497	青少年育成鳥取県民会議
資料作成費	0	
資料購入費	35,600	新聞購読料(日本教育新聞社)
広 報 費	1,127,918	県議会活動報告書作成
事 務 所 費	0	
事 務 費	0	
人 件 費	0	
合 計	1,483,953	

3 支出に充てない残額

1,516,047 円

令和7年度 政務活動費出納簿

合計

議員名: 玉木 裕一

(単位:円)

月	収 入	支 出										残 高
		調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
4月	750,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	750,000
5月		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	750,000
6月		0	0	0	0	34,500	1,127,918	0	0	0	1,162,418	-412,418
7月	750,000	41,330	0	0	0	0	0	0	0	0	41,330	296,252
8月		118,330	7,000	3,497	0	1,100	0	0	0	0	129,927	166,325
9月		20,500	0	0	0	0	0	0	0	0	20,500	145,825
10月	750,000	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000	890,825
11月		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	890,825
12月		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	890,825
1月	750,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,640,825
2月		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,640,825
3月		124,778	0	0	0	0	0	0	0	0	124,778	1,516,047
合 計	3,000,000	309,938	7,000	3,497	0	35,600	1,127,918	0	0	0	1,483,953	1,516,047

政務活動費出納簿

議員名：玉木 裕一

(単位:円)

4月分

[illegible]

令和7年度 政務活動費出納簿

議員名: 玉木 裕一

(単位:円)

6月分

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									支出計	領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		
6月9日	県議会活動報告書作成	1,337,030円×84.36%							1,127,918				1,127,918	601
6月17日	新聞購読料(日本教育新聞社)							33,000					33,000	603
6月27日	鳥取県教育関係職員録							1,500					1,500	604
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
6月 計			0	0	0	0	0	34,500	1,127,918	0	0	0	1,162,418	

政務活動費出納簿

議員名：玉木 裕一

(单位: 円)

7月分

[illegible]

令和7年度 政務活動費出納簿

議員名: 玉木 裕一

(単位:円)

8月分

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									支出計	領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		
8月18日	現地調査 交通費(新潟)			103,263									103,263	801
8月18日	現地調査 宿泊費(新潟)			13,900									13,900	802
8月18日	現地調査 土産			1,167									1,167	803
8月20日	鳥取県防災士養成研修受講料	受講料14,000円 × 1/2			7,000								7,000	804
8月28日	勉強会 講師交通費					3,497							3,497	805
8月29日	鳥取県職員名簿							1,100					1,100	806
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
													0	
8月 計			0	118,330	7,000	3,497	0	1,100	0	0	0	0	129,927	

令和7年度

政務活動費出納簿

議員名：玉木 裕一

(单位: 円)

9月分

[illegible]

(单位:円)

(单位:円)

[illegible]

令和7年度

政務活動費出納簿

議員名：玉木 裕一

(単位:円)

11月分

[illegible]

令和7年度 政務活動費出納簿

議員名：玉木 裕一

(單位:円)

1月分

[illegible]

令和7年度

政務活動費出納簿

3月分

議員名：玉木 裕一

(単位:円)

[illegible]

令和7年度 政務活動事務所状況報告書

議員名: 玉木 裕一

1 所在地・所有形態

所在地: 鳥取市田園町4丁目386番地

電話番号: 087-35-0417

FAX番号: 0857-77-3951

設置形態

- ☒ 自宅敷地外
☐ 自宅敷地内別棟
☐ 自宅の一部を専用使用
☐ 自宅と兼用

所有形態

- ☐ 自己所有(生計を一にする親族名義を含む)
☒ 賃借
☐ 第三者所有(賃貸借契約先)
☒ 関連会社(会社名 八幡玉木不動産㈱)
☐ 生計を一にしない親族

2 兼用の有無と按分の積算

他用途との兼用

☒ 有り

- ☐ 自宅
☒ 後援会事務所
☐ 政党事務所
☐ その他

☐ 無し

按分率(C)
9/10

☐ 使用実態による按分

- ☐ 使用時間割
 (政務活動使用時間 h/事務所使用時間 h)
☐ 使用面積割
 (政務活動使用面積 m²/事務所面積 m²)
☐ その他
 (根拠:)

☐ 明確に区分できない場合

按分率(B)
☒ 1/2 ☐ 1/3 ☐ 1/4 ☐ ()

* 兼用の数による按分とする。

按分率(A)
/ %

* 後援会事務所や政党事務所を別に設置されている場合は、参考までにその所在地を記入ください。

後援会事務所住所:

政党事務所住所:

(記載上の注意)

- ・年度中途に設置状況や活動状況に変動がある場合は、その都度作成すること(選挙時は特に注意すること)。
- ・複数の政務活動事務所がある場合は、事務所ごとに作成すること。

令和7年度 政務活動事務所状況報告書

議員名: 玉木 裕一

1 所在地・所有形態

所在地: 鳥取市田園町4丁目375番地

電話番号: 087-35-0417

FAX番号: 0857-77-3951

設置形態

- ☒ 自宅敷地外
☐ 自宅敷地内別棟
☐ 自宅の一部を専用使用
☐ 自宅と兼用

所有形態

- ☐ 自己所有(生計を一にする親族名義を含む)
☒ 賃借
☐ 第三者所有(賃貸借契約先)
☒ 関連会社(会社名 八幡玉木不動産㈱)
☐ 生計を一にしない親族

2 兼用の有無と按分の積算

他用途との兼用

☒ 有り

- ☐ 自宅
☒ 後援会事務所
☐ 政党事務所
☐ その他

☐ 使用実態による按分

- ☐ 使用時間割
 (政務活動使用時間 h/事務所使用時間 h)
☐ 使用面積割
 (政務活動使用面積 m²/事務所面積 m²)
☐ その他
 (根拠:)

按分率(A)	
/	%

☐ 無し

按分率(C)
9/10

☒ 明確に区分できない場合

按分率(B)
☒ 1/2 ☐ 1/3 ☐ 1/4 ☐ ()

* 兼用の数による按分とする。

* 後援会事務所や政党事務所を別に設置されている場合は、参考までにその所在地を記入ください。

後援会事務所住所:

政党事務所住所:

※特記事項

事務所所在地の異動は、令和7年5月23日になります。

(記載上の注意)

- ・年度中途に設置状況や活動状況に変動がある場合は、その都度作成すること(選挙時は特に注意すること)。
- ・複数の政務活動事務所がある場合は、事務所ごとに作成すること。

費目ごとの按分率一覧

議員名:

玉木 裕一

1 事務所費

按分率＝

／	%
---	---

 ←「政務活動事務所状況報告書」のA・B・Cのいずれか

- | | | | |
|---------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 事務所賃借料 | ☐ 電気代 | ☐ 上下水道代 | ☐ その他 |
| ☐ 駐車場賃借料 | ☐ ガス代 | ☐ 灯油代 | |

2 事務費

(1) 固定電話・ファクシミリ ※以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付すること

① 固定電話（ファクシミリ兼用含む）（番号 — — ）

- ☐ 自宅設置・・・1／2
☐ 事務所設置・・・事務所費の按分率による

② ファクシミリ専用（番号 — — ）

- ☐ 自宅設置・・・1／2
☐ 事務所設置・・・事務所費の按分率による

(2) インターネット回線使用料、プロバイダ料

①（契約先 — ）

- ☐ 接続環境が事務所以外の場合・・・1／2
☐ 接続環境が事務所の場合・・・事務所費の按分率による

②（契約先 — ）

- ☐ 接続環境が事務所以外の場合・・・1／2
☐ 接続環境が事務所の場合・・・事務所費の按分率による

(3) 携帯電話 ※以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付すること

（番号 — — ）

- ☐ 政務活動以外（私用など）にも使う場合・・・1／2
☐ 政務活動用携帯電話を別に持つ場合・・・9／10

⇒政務活動用以外の携帯電話の番号を以下に記載願います。

（番号 — — ）

(4) 消耗品、備品等

- ☐ 自宅や外出先で使用する場合・・・1／2
☐ 事務所で使用する場合・・・事務所費の按分率による

3 広報費 ※印刷物（はがきを含む）については、成果物を1部添付すること

(1) 広報紙印刷費・送料

- ☒ 政務活動以外（後援会活動など）に係る部分が含まれる場合・・・面積按分
☐ 政務活動のみの場合・・・10／10

領 収 証

No. _____

鳥取県議会議員 王木裕様

令和 7 年 6 月 9 日

金 額	百	十	万	千	百	十	円
¥	1	3	3	7	0	3	0

○納品書 No. 1559 (内 消費税 10% ¥12,548.7)
但し 議会たよりほか代金と記
上記金額正に領収致しました

内 訳	
現 金	
小切手	
手 形	
振 込	0



鳥取市宮長 21-4

有限
会社

福 井 印 刷

代表取締役 福 井 悦 生

電話 (0857) 37-4669

FAX (0857) 37-4628

登録番号 T2-2700-0200-1331



扱 者



広報紙面積按分

紙面総面積 $21.0\text{cm} \times 29.7\text{cm} \times 8 \text{ 面} = 4,989.6 \text{ cm}^2$

除外部分

- ① $21.0 \text{ cm} \times 29.7 \text{ cm} = 623.7 \text{ cm}^2$
- ② $9.5 \text{ cm} \times 5.3 \text{ cm} = 50.35 \text{ cm}^2$
- ③ $7.5 \text{ cm} \times 3.9 \text{ cm} = 29.25 \text{ cm}^2$
- ④ $7.5 \text{ cm} \times 7.9 \text{ cm} - 3.8\text{cm} \times 2.1\text{cm} = 51.27 \text{ cm}^2$
- ⑤ $8.5 \text{ cm} \times 3.0 \text{ cm} = 25.5 \text{ cm}^2$

計 780.07 cm^2

按分比率 = $(4,989.6 - 780.07) \div 4,989.6 \times 100 = \underline{84.36\%}$

挑戦の先には
成長がある

鳥取県議会議員
玉木 ゆういち
活動報告書

議会録画放送の
リンクです。
令和6年6月～令和7年2月



計4回分の
議会記録です。

ご挨拶

挑戦の先には成長がある

“光陰矢の如し”と言いますが当選させていただいてからあっという間に1年が経ちました。

支えてくださっている皆様のおかげで失敗や挫折したとき、また不安になりそうな時でも“よっしゃ頑張ろう!”と新しい一歩を踏み出すことができます。

皆様には改めて、心よりの感謝と御礼を申し上げます。

さて、鳥取県は人口減少と少子高齢化が進み、県民所得や県税収も最下位レベルです。若者たちは、夢と希望を鳥取の外へ見出しておりその結果、人口流出も続いています。

このような現状を作ってきた今までの政治と社会のあり方を少しでも改善し、次世代により良い鳥取を繋げていけるよう全力で県政の課題に立ち向かいます。

そして古い政治から未来を見据えた新しい政治へと改革していく事に全力を尽くします。

混沌とした世の中ですが、僕たちが責任世代として、明るく元気に頑張る姿を次の世代に示すことで、若者や子どもたちも夢と希望を胸に輝くと信じています。

どんな時も“挑戦の先には成長がある”そう心に刻み駆け抜けて参ります。

なにぶん若輩者ですが、末長くご指導ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

鳥取県議会議員

玉木 ゆういち

玉木ゆういち連絡先

TEL:0857-35-0417 FAX:0857-77-3951

〒680-0803 鳥取市田園町4丁目375番地

MAIL

2



やる気!元気!たまき!
皆さまの
地域づくりのための
ご相談をお待ちして
おります。

プロフィール

鳥取県議会議員

たまき ゆういち
玉木 裕一

47歳

5人の父親

鳥取マラソン2回完走

鳥取市立津ノ井小学校 卒業

鳥取市立桜ヶ丘中学校 卒業

鳥取県立鳥取商業高等学校 卒業

日本維新の会維新政治塾第6期 卒業

ホテルニューオータニ鳥取 勤務

八幡不動産グループ 代表

鳥取給食センター 代表

地域の役

前城北保育園保護者 会長

前すなやま児童クラブ保護者 会長

前鳥取市立城北小学校PTA 会長

前鳥取市PTA連合会 監事

前青翔開智中学校高等学校FTA 副会長

鳥取商業高等学校同窓会 副会長

鳥取北ロータリークラブ 会員

鳥取経済同友会 会員

鳥取日越友好協会 理事

因幡石浦会 西日本支部長

おやじ自転車部 主催

鳥取県フードブース振興協会顧問

鳥取ダンス協会顧問



Q
玉木ゆういち



人口減少と持続可能な県政について

知事の著書や「植福」の理念に触れつつ、人口減・流出が加速する中で、将来世代が希望を持てる鳥取を実現するための行財政運営や税収確保策を問う。経済成長・企業誘致・事業見直し・DX などによる財源捻出を提案。

A
答弁[知事]

「平和の道具」として県政に取り組んできたと述べ、人口減や都市集中の課題に対し、行財政改革・社会減 / 自然減対策・地域資源活用による持続可能な県づくりを進める考えを表明。スタートアップ支援やデジタル技術活用も推進中



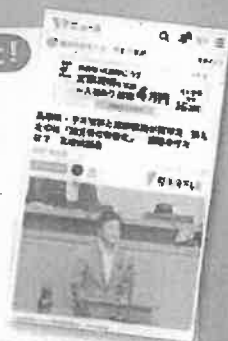
Q
玉木ゆういち



Yahooニュースに載りました!

給食の無償化と教育行政の課題

子育て世代の立場から給食費無償化を強く提言。現場視察を踏まえ、物価高による給食の質の低下と市町村格差を問題視し、まずは牛乳無償化(年間約5億円)から県が主導してはどうかと具体的提案。



A
答弁[教育長]

給食の意義や現場の努力に敬意を示しつつ、現時点での県主導の無償化は困難と回答。国主導による全国一律の制度整備が必要との立場で、引き続き国への要望を強める方針を示した。

A
答弁[知事]

給食費無償化は本来国が担うべきとし、市町村や現行制度の実情にも触れながら、安易な判断はできないと答弁。一方で、市町村との協議を進め、次年度予算編成に向けた検討を行う意向を示す。



総括

玉木議員は「シン・子育て王国とっとり」の理念実現に向け、将来世代への投資や地域格差是正のため、財源確保と政策推進の必要性を一貫して主張。

知事・教育長ともにその問題意識を共有しつつも、制度上の制約や財源課題に言及し、慎重に検討していく構えを見せた。



会派要望



①給食費無償化の実現を強く要望

【県の回答】国が「こども未来戦略方針」に基づき全国一律の学校給食費無償化制度を検討中であることから、県としては引き続き国に対し財政措置を要望する方針。

②投票率向上に向けた「鳥取モデル」構築のための抜本的予算を要望

選挙のたびに低下する投票率を深刻に受け止め、主権者教育の強化や選挙制度改革(インターネット投票、被選挙権年齢引下げ等)を進めるよう提言。

【県の回答】小中学生向け教材作成など主権者教育を強化。さらに投票所の減少防止に向けオンライン立会の導入も開始。新規事業の遂行と検証の後、今後の対策を検討。

会派要望とは…議会前に知事に直接会って要望書を提出すること。



Q

玉木ゆういち

給食費の無償化・教育の無償化 11月も含め3度追及

6月議会に引き続き、物価高騰や自治体間の格差の拡大に危機感を示し、子どもたちの命を守る給食の無償化を改めて提案。牛乳代の無償化や段階的導入など、鳥取県独自での一歩前進を求めた。



A

答弁【知事】

国主導による全国一律の制度整備」が基本との立場を崩さずつつも、市町村との意見交換を進める姿勢を示し、今後の検討課題とした。

A

答弁【教育長】

給食の役割の重要性や現場職員の努力に敬意を表しつつ、国への要望強化にとどめ、県独自実施への踏み込みはなかった。

Q

玉木ゆういち

公共施設マネジメントと民間活用・共同整備の推進



昭和期建設の施設が80年使用を前提とした長寿命化計画に移行している現状に対し、人口減少を踏まえた総量縮減と民間譲渡・売却の積極的推進を提案。特に学校施設の活用と教育の質を両立した戦略的再編を教育長に求めた。

A

答弁【知事】

民間活用やPPP/PFIの実績(例:米子市との合同庁舎)を紹介し、今後も促進すると答弁。

Q

玉木ゆういち

県と市町村の縦割り体制を越えた「共同整備推進組織の設置」を提案。全県的視点で施設整備の効率化と住民サービスの最大化を訴えた。

A

答弁【知事】

現状でも市町村と協議を進めていると説明したが、議員は「県と市町村の温度差」を感じると再度強調し、県主導の枠組み強化を重ねて要望した。

総括

玉木議員は、県の財政健全化の実績に敬意を示しつつも、ひねり出した財源を「次世代への徹底投資」に振り向ける政治判断を促した。引き続き国への要望と並行して県としても前向きな行動を取るよう求め、「久松十訓」の理念に基づいた住民目線の政治を訴え、締めくくった。



会派要望



①南海トラフ巨大地震への対応

日向灘での地震を受け、徳島県など被災可能性の高い地域への支援体制強化を要望。

【県の回答】民間との応援協定を243事業者と締結済。今後も協定推進と共に受入体制や災害医療体制の強化を進める方針。

②学校給食費無償化に向けた取組強化、重ねて提案

③PFAS(有機フッ素化合物)汚染問題への対応

PFASによる健康不安への対処として、県内水道水検査の実施と結果公表、汚染状況調査の徹底を要望。

【県の回答】未実施市町への検査促進と公表を働きかけ。主要水域では調査継続中で、必要に応じ地点変更を検討。飲料水製造業者は独自に水質検査を実施。

④大阪・関西万博の修学旅行等での活用促進

未来技術に触れられる万博は探求学習の好機であり、参加推奨と費用支援を求める。

【県の対応】教育委員会が既に情報提供中。今後も継続し、支援の在り方を検討。



鳥取版異次元の少子化対策について

Q
玉木ゆういち



人口減少問題に対する危機感とともに、鳥取県が全国に先駆けて取り組む姿勢を評価。特に11月に開催された人口戦略フォーラムを例に挙げ、「産官学金労官」が一体となった社会改革と、若者・女性の声に寄り添った政策展開の必要性を訴えた。人口減少の実態を県内外のデータで示し、鳥取県の「消滅可能性自治体」の現状にも言及。知事に対しては、財源のめり張りをつけてインパクトのある政策を打ち出すべきと主張した。

A
答弁[知事]

鳥取から日本を変えたいとの覚悟を持ち、政策の再構築と財源の重点配分を進めると答弁。異次元の対策として、女性活躍の推進や子育て環境の整備に重点を置くと述べた。



女性活躍政策の強化について

Q
玉木ゆういち



特に「女性応援課」「産業人材課」「子育て王国課」の3部署について、実績と課題を具体的に示しながら、人員・予算の抜本的強化を要望。若者・女性の当事者を政策立案に巻き込む体制強化の必要性を訴えた。

A
答弁[知事]

いずれの部署も県の未来に直結する重要部門と位置付け、前向きに人員体制や事業拡充を検討する意向を表明。



地域の声を反映した横断歩道・信号機の設置について

Q
玉木ゆういち

信号機・横断歩道の新設要望が増加しているにも関わらず、整備が進んでいない現状を指摘。特に城北公民館前の国道53号における具体的事例を紹介し、2,500名超の署名がある要望について警察本部長に見解を求めた。

A
答弁[警察本部長]

物理的・基準上の制約を認めつつも、地域の声に真摯に向き合い今後とも検討を継続すると答弁。玉木議員は、地域の安全のため、より柔軟な対応を求めた。



総括

11定例会では、玉木議員から現場の声とデータに基づいた具体的かつ実効性ある提言がなされ、知事および執行部もそれに前向きに応じる姿勢を示した。特に、人口減少対策、女性・若者支援、教育環境の充実など多岐にわたる課題に一貫して取り組む決意が示された意義深い質疑となった。

消滅の可能性のある鳥取県内の自治体、岩美、若桜、智頭、八頭、大山、日南、日野、江府の8町が該当したことをうけ危機感を示す玉木議員

会派要望



①給食費補助（物価高騰による質低下防止）

物価高騰による給食の質の低下を懸念し、市町村の財政では賄いきれない部分に対する県の補助を要望。

【県の回答】県は、全国一律の仕組みづくりを国に要望しており、引き続き国に働きかけていく方針。

②出会い・結婚支援事業

職員体制の強化による出会い・結婚支援の推進を要望。

【県の回答】タスクフォース等の提案を踏まえた事業の強化と、組織体制の検討を進める意向。

③大阪・関西万博と観光誘客

万博による観光促進の好機として、観光客への情報発信や支援体制の強化を要望。

【県の回答】特設サイトやSNSを活用した広報活動やキャンペーンを展開中。補正予算に関連事業を計上。

④横断歩道の新設

【県の回答】県警はバリアフリー対応施設の整備を進めており、交通規制基準に基づく対応を継続予定。

⑤前立腺がん検診の対策型検診への組入れ

前立腺がんの罹患率が高いため、対策型検診への昇格を国に要望することを提案。

【県の対応】科学的根拠が示された段階で国への要望を検討すると回答。





Q
玉木ゆういち



令和の改新と人口減少対策について

平井知事が掲げる「令和の改新」の中心は人口減少対策であるとの認識を示し、県内GDPや県民所得の低迷を背景に、インパクトある経済政策や企業誘致などの大転換を求めた。また、予算規模が過去最大である一方、固定費や人件費が主因で、少子化関連予算が小粒に見える」と指摘。

A
答弁[知事]

「開物成務」の精神で令和の改新を推進する意義を強調。健全財政を守りながらも、PFIや収支相償う手法を用いた積極投資を進めたいと説明。また、TSMCや若者スタートアップ、宇宙ローバー大会など将来を見据えたシーズも紹介し、夢と現実の両立を強調。



Q
玉木ゆういち

教育の無償化と高校の共存共栄について **実現!**

教育の無償化により、公私立間や県内外との競争が激化することを踏まえ、公立高校の統廃合やファシリティマネジメント、教育内容・施設整備の強化の必要性を訴えた。

A
答弁[知事]

鳥取県は既に全国トップレベルの私学助成を行っており、授業料は39万円程度と比較的安価。公私の格差は縮小傾向にあり、今後は特色教育などを通じて切磋琢磨を進める意向を示した。

A
答弁[教育長]

教育の質向上とともに、専門高校の施設整備やバリアフリー化、ICT環境などの重要性を指摘。国の予算支援も活用しながら、整備の加速を検討すると述べた。



追及質問

専門高校の施設整備について

鳥取工業高校の実地視察を踏まえ、専門教室や実習棟の寒暖問題を報告。エアコン設置が令和12年度以降となっている現状を問題視し、優先度の見直しを提案。

Q
玉木ゆういち

婚姻数の減少とアンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)の解消について

婚姻数の激減は若者の価値観の変化と、過去の政策が響いていないことにあると指摘。新設の男女協働未来創造本部を活用し、若者に響く新たな政策を求めた。

A
答弁[知事]

社会通念の変化と従来政策の限界を認め、地域や職場での意見収集と政策形成を進める「話彩や」構想を紹介。アプリ連携や県外との婚活イベントの成功例も挙げ、実効性ある対策を進める意向を示した。



Q
玉木ゆういち

鳥取版異次元の少子化対策としての出産お祝い金1,000万円提案
「1人あたり1,000万円の出産お祝い金」を提案。財源は行財政改革や既存予算5%のスリム化などで確保可能と主張。人口減少対策に対する覚悟とメッセージ性が重要と訴えた。

A
答弁[知事]

出産お祝い金1,000万円構想に対して、提案の意図は理解しつつも、地方自治体の財政規模からして困難とし、既存の社会サービス型支援(医療・保育・教育など)を軸にする方が実効的と主張。具体的に「江府町では最大50万円の出産祝い金」と説明。今後は市町村と連携しつつ「シン・子育て王国」として、出産祝金や婚活支援など複合的な支援パッケージを強化する方針を示した。



総括

鳥取県の将来を見据えた本質的かつ挑戦的な提案が並び、平井知事・教育長との間で本音の政策議論が展開された。

特に出産1,000万円構想は、その実現性に関しては議論の余地があるものの、「異次元の少子化対策」の象徴として政策の優先順位を問い直すインパクトを与えた。

また、婚姻数減少の社会的背景や専門高校の施設整備遅れの指摘など、現場と未来をつなぐ質問が際立ち、今後の鳥取県の政策形成に大きな示唆をもたらした。

会派要望



①出会い・結婚支援事業「えんトリー」の拡充について

- ・登録料の無料化を要望し、特に女性の無料化も検討。
- ・登録料依存から脱却し、安定した国費・県費での運営を求める。
- ・倉吉センターの営業日拡大と体制強化を要望。
- ・ボランティア仲人(縁ナビ)への報酬充実とグループ化支援を求める。

【県の対応】令和7年度予算案にて、会費無償化、体制見直し、縁ナビ強化策を検討中。

②難病支援体制の強化について

- ・鳥取相談センターの相談員が1名体制であるため、増員を要望。
- ・難病患者の増加に伴い体制整備の必要性を指摘。

・災害時の避難体制強化を市町村等と連携して推進するよう要望。

【県の対応】センター体制見直しや避難対応の改善を関係機関と連携し検討中。

③防犯環境整備の促進について

- ・高齢者世帯対象の防犯機器補助制度を全世帯対象に拡充すべきと要望。
- ・店舗・事業所への防犯対策の推進・啓発も求める。

【県の対応】高齢者世帯への支援継続予定。店舗・事業所含めた啓発・カメラ設置を促進。

実現!

実現!

政治資金に関する透明性確保を求める意見書に関する賛成討論 要約

玉木裕一議員は、政治資金の透明性が民主主義の信頼回復に不可欠とし、現行の政治資金規正法には改善点がある一方で、抜け穴も残っていると指摘。

鳥取県議会の高い透明性を国政にも求めるべきと訴え、他自治体の動きや自民党内の前向きな声にも触れつつ、党派を超えて意見書を提出することが信頼回復の第一歩であると主張しました。

熱く
討論!

賛成!

賛成11:23反対

議員報酬引き上げに反対する討論 要約 賛成29:4反対



玉木議員は、現在の政治不信と物価高に苦しむ県民感情を踏まえ、議員自らの報酬引き上げは県民の理解を得られないと指摘。

県民平均の約4倍に上る報酬水準に疑問を呈し、「まずは信頼回復と県民生活支援が先」と訴えた。

報酬引き上げに必要な2,000万円の財源は、子育てや教育に振り向けるべきと主張し、同僚議員に再考を強く訴えた。

鳥取県議会タスクフォース活動要約(令和5・6年度)

鳥取県議会タスクフォースは、若者の政治参加促進を目的に令和5年12月に発足し、特に「主権者教育」の強化を柱として活動を展開しました。

令和6年からは県教育委員会や高校との連携を進め、「高校出前講座(G1プロジェクト)」として、議員と生徒が直接対話する主権者教育モデルを構築。倉吉総合産業高校では2年生約160名と意見交換を実施し、議員を身近に感じてもらう取り組みとして一定の成果を上げました。

活動の集大成として「主権者教育推進に関する提言書」を令和7年2月に議長へ提出し、タスクフォースは令和7年3月末をもって役割を終えました。

主権者
教育の
推進!



総務教育常任委員会

総務教育常任委員会とは
令和の改新戦略本部や
総務部、教育委員会などと
予算や個別の政策について
審議しています。



所属議員連盟

22の議連に加入して、課題解決に向け取り組んでいます。
拉致議連、看護議連、警察を励ます会、生活衛生議連、自転車議連、地
域交通議連、私学議連、スポーツ議連、林活議連、サウナ議連、山陰近
畿道三府県、畜産議連、水産議連、自治体病院議連、ジオパーク三府
県、空の駅協議員連盟、ラーメン議連、鳥取港議連、台湾議連、高校広
援議連、ジェンダー議連、インド議連

3

被災地の施設復興ネットワーク様へ(84万円)
のと復興ラボ様へ(43万円)の2団体に寄付を
させていただきました。



県外視察 (委員会および議員連盟)



神奈川



東京



大阪



京都



福岡



八代港



広島



東京都庁



県工連携 勉強会



市長へ直接要望



就労継続支援施設



ジオパーク議連

県内視察



北栄町



夢洲町



姫路市

5

地域での活動



チャチャチャプログラム



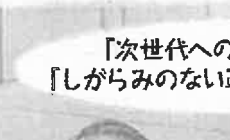
大山キッズリーダーボランティア



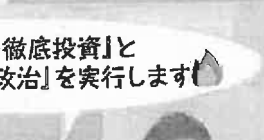
駅前共生ワークショップ



地域老人会と小旅行



議員と巡る「プロジェクトと語る」



地域の一斉清掃

地元の公園除草

「次世代への徹底投資」と
「しがらみのない政治」を実行します!



チャンネル登録
いいね・高評価
をお願いします!



公式 HP



玉木ゆういち

検索

新

日本維新の会は党の綱領にご賛同いただき、
入党してくださる個人の方の募集をします。

募集要項

(1)我が党の綱領、主義、政策に賛同される方。
(2)満18歳以上で、日本国籍を有する方。(3)他の政党の党籍を持たない方。

党費・年額2,000円



党員入会は
こちらから

玉木ゆういち連絡先 TEL:0857-35-0417

FAX:0857-77-3951 携帯:090-8990-7016

〒680-0803 鳥取市田園町4丁目375番地

MAIL

領 収 証

玉木 裕一 様
(コード: XXXXXXXXXX)

金 額 : ¥33,000-

【 10%対象 ¥30,000- 消費税 ¥3,000- 】

但し 日本教育新聞 購読料

購読期間(年月) : 2025年4月 ~ 2026年3月

支払方法 : 銀行振込

領収日 : 2025/6/17

上記の金額正に領収いたしました

株式会社日本教育新聞社
東京都港区白金台3-2-10

TEL 03-3280-7025

登録番号 T3010401056182

印 収
紙 入

扱
者
印

請求書

鳥取県議会議員 玉木 裕一 様

請求金額 (税込10%) 1,500円
(うち消費税額 136円)

品名	令和7年度 鳥取県教育関係職員録
数量	1冊
単価	1,500円
金額(税込)	1,500円

上記のとおり請求します。

令和7年6月27日

鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県教育委員会事務局内
一般財団法人
鳥取県教育関係職員互助会
理事長 足羽 英樹
(登録番号T3270005000395)



E-126-5

領収書

鳥取県議会議員 玉木 裕一 様

領収金額 (税込10%) 1,500円
(うち消費税額 136円)

品名	令和7年度 鳥取県教育関係職員録
数量	1冊
単価	1,500円
金額(税込)	1,500円

上記のとおり領収しました。

鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県教育委員会事務局内
一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会
理事長 足羽 英樹
(登録番号T3270005000395)

領収日付印



E-126-5

領 収 書

一金 3,000 円也

令和7年度青少年育成鳥取県民会議会費として、上記正に
領収いたしました。

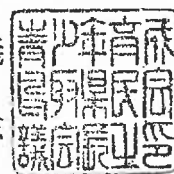
鳥取県議会議員

玉木 裕一 様

令和7年7月18日

青少年育成鳥取県民会議

会長 山本 仁志



第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会議は、青少年育成鳥取県民会議と称する。

(事務局)

第2条 この会議の事務局は、鳥取市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この会議は、青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、県の施策に呼応して、次代の日本をになう青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動
- (2) 健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための諸活動
- (3) 勤労青少年の教育、福祉対策を進め、その生活条件等の改善を促進するための諸活動
- (4) 体育及びレクリエーションを奨励するための諸活動
- (5) 健全育成組織、施設の整備を促進するための諸活動
- (6) 家庭教育、学校教育、社会教育等の緊密な連携をはかるための諸活動
- (7) 家庭の健全化を図るための諸活動
- (8) 青少年の非行防止のための諸活動
- (9) 社会環境の浄化を図るための諸活動
- (10) その他この会議の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織及び機関

(組 織)

第5条 この会議は、この会議の趣旨に賛同する個人及び団体（以下「会員」という。）をもって構成する。

(機 関)

第6条 この会議に、次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 委員会

(総 会)

第7条 総会は、この会議の最高の決議機関であって、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回以上会長が招集し、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) その他総会が必要と認めた事項

(委員会)

第8条 委員会は、この会議の業務を掌理する機関であって、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 委員会に、委員長を置き、会長をもってこれにあてる。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 委員会は、委員長が招集する。

6 その他委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

(常任委員会)

第9条 委員会に、常任委員会を置く。

3 副会長は、委員の中から、会長が指名する。

(顧問・参与)

第15条 本会に顧問及び参与各若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務について意見を述べ必要により助言することができる。

4 参与は、会務の運営に参与する。

5 顧問及び参与は、委員会、常任委員会又は部会に出席して意見をのべることができる。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員及び監事に欠員が生じた場合は、委員会がこれを選任し、次の総会の承認を求めるものとする。

3 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(事務局)

第17条 この会議の日常の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は、会長が任命する。

3 事務局の職員に関し必要な事項は、細則で定める。

第5章 会 計

(会計年度)

第18条 この会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第19条 この会議に要する経費は、会費および寄附金、助成金等をもってあてる。

第6章 規約の改正ならびに解散

(規約の改正)

第20条 この規約は、総会において、出席者の4分の3以上の同意を得て改正することができる。

(解 散)

第21条 この会議は総会において、会員の2分の1以上が出席し、出席者の4分の3以上の同意を得て解散することができる。

第7章 補 則

(施行細則)

第22条 この規約の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成19年6月29日から施行する。

[ページの上へ戻る](#)

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県子ども家庭部家庭支援課内

TEL (0857) 26- 7078

◆ 2011年7月1日から本庁舎2階へ移転しました。

FAX (0857) 26- 7863

© 2026 青少年育成鳥取県民会議

領収書

玉木 裕一 様

金 10,000円也

 但し、令和7年度公益社団法人鳥取県緑化推進委員会
会費として、上記正に領収しました。

令和7年7月18日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

理事長 浜崎 晋一



定 款

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 第39条に定める借入の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度2月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人による議決権を行使することが出来る。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された2人以上の議事録署名人が、署名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長とする。

- 3 理事長、副理事長以外の理事のうち1名の常務理事を置くことができる。

- 4 前2項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、正会員（法人その他団体にあっては、その役職員）の中から

金等」という。)に関する事業の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算その他緑の募金の運営に関する重要事項を、この法人の諮問に応じて、調査審議する機関として運営協議会を置く。

(運営協議会の組織)

第34条 運営協議会は、委員10人以上15人以内で組織する。

- 2 運営協議会の委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、鳥取県知事の認可を受けて理事長が任命し、その任期は2年とする。
- 3 補欠又は増員により就任した運営協議会の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 運営協議会の委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(運営協議会会長)

第35条 運営協議会に会長を置き、運営協議会の委員の互選によりこれを定める。

- 2 運営協議会の会長(以下この条において「会長」という。)は、運営協議会の会務を総理する。
- 3 運営協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委 任)

第36条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

- 第37条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を得て、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の委員は、理事会の決議を得て、理事長が委嘱する。
 - 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

第38条 次の各号の財産は、この法人の基本財産とする。

(1) 寄付者から基本財産に繰り入れることを指定された財産

(2) 理事会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

- 2 前項の財産は、理事長がこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を必要とする。

(長期借入金)

第39条 この法人が借入をする場合には、当該事業年度内にその全額を返済することが予定されている場合を除き、総会の決議を要する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、経事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、緑の募金にかかる部分については運営協議会の意見を聴いた後、理事会の承認を得て、その事業年度開始の日の前日までに鳥取県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、経事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、緑の募金に係る部分については運営協議会の意見を聴いた後、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の種類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

領収書

706
WEB 3fa2ffea25-4GBY3-164324-0-1000
表示日 2025年07月31日(木)

様

金額 ¥14,640- (税込)
(ANA SKYコイン ¥14,640- 含む)

航空券番号 1010448763001016

照会番号 VK8N70

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年07月31日(木)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co., Ltd.
登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB 3fa2ffea25-4GBY3-164324-0-1000
表示日 2025年07月31日(木)

ご搭乗者名/照会番号

タマキ ユウイチ様 (VK8N70)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年09月09日(火)	ANA562	高知・東京(羽田)	普通席	スーパーバリュー28 L	¥14,640-	2025年07月31日(木)
合計金額		クレジットカード支払い	ANA SKYコイン	現金	ご利用券	
		¥14,640-	¥0-	¥14,640-	¥0- ¥0-	

領収書

707
WEB da2af2a16e-1JF94-164620-0-1000
表示日 2025年07月31日(木)

様

金額 ¥13,690- (税込)
(ANA SKYコイン ¥13,690- 含む)

航空券番号 1010448763325013

照会番号 5KBB28

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年07月31日(木)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co., Ltd.
登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB da2af2a16e-1JF94-164620-0-1000
表示日 2025年07月31日(木)

ご搭乗者名/照会番号

タマキ ユウイチ様 (5KBB28)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年09月10日(水)	ANA295	東京(羽田) - 鳥取	普通席	スーパーバリュー28 K	¥13,690-	2025年07月31日(木)
合計金額		クレジットカード支払い	ANA SKYコイン	現金	ご利用券	
		¥13,690-	¥0-	¥13,690-	¥0-	¥0-

北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟県外調査 精算表

玉木 裕一 議員

項目	金額	按分等	県外調査経費		備考
				政務活動費 充当額	
交通費	航空券(鳥取空港～羽田空港 往復)		77,680	77,680	
	航空券発券手数料		1,100	1,100	
	航空券振込手数料	1/9	48	49	
	JR(大宮駅～新潟駅)8/18(月)		10,730	10,730	
	JR(羽田空港～浦和駅)8/19(月)		898	898	各自購入(IC:898円、切符:910円)
	JR(浦和駅～大宮駅)8/19(月)		178	178	各自購入(IC:178円、切符:180円)
	JR(新潟駅～東京駅)8/19(火)		11,160	11,160	
	JR(東京駅～羽田空港)8/19(火)		519	519	各自購入(IC:519円、切符:520円)
	JR振込手数料	1/10	44	44	
	バス代(浦和駅～埼玉県庁)8/18(月)		150	150	各自購入(IC:150円、現金220円)
	タクシー代(埼玉県庁～浦和駅)8/18(月)	1/2	550	550	
	タクシー代(新潟駅～拉致現場～新潟県庁)8/19(火)	1/3	1,350	1,350	
	タクシー代(新潟県庁～新潟駅)8/19(火)	1/3	600	600	
宿泊費	JR東日本ホテルメッツ 新潟 8/18(月)		13,900	13,900	
お土産	お土産+手提げ袋	1/10	1,167	1,167	白うさぎフィナンシェ:6箱
食事	8/18(月)昼食(うおやー丁)		950	950	
	8/18(月)夕食(和.伊.の台所 五十八)		6,600	6,600	
合計			135,809	127,624	120,075



TOBU TOP TOURS

AB No. 582529

お客様コード

2025 年 8 月 8 日

DATE

領 収 証 RECEIPT

RECEIVED FROM

玉木 裕一

様

領 収 金 額
THE SUM OF

¥ 100,670-

但し
FOR

航空券、JR券代等

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.

発行所印

※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の
受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

FORM OF PAYMENT

現金 CASH	
小切手 CHECK	
銀行振込 BANK REMITTANCE	7/6 78,180-
ギフト券 GIFT TICKET	7/29 21,890-
クレジットカード CREDIT CARD	

東武トップツアーズ株式会社
鳥 取 支 店
鳥取市富安2丁目159番地
TEL 050-9002-5454



eチケットお客様控
ELECTRONIC TICKET ITINERARY/RECEIPT

保安検査場は出発の20分前までにご通過ください
搭乗口へは出発の10分前までにお越しください

搭乗者名: タマキ ユウイチ様
PASSENGER NAME

確認番号: 482 818 287 合計運賃額(税込): ¥77,680
CONFIRMATION NO FARE (TAX INCL)

発行所: TTS/トットリ
PLACE OF ISSUE

都市/空港 CITY/AIRPORT	便名 FLIGHT NUMBER	搭乗日 DATE (MONTH/DAY)	時刻 TIME	予約番号 RESERVATION NO	座席 SEAT
[1] 出発 DEPARTURE 鳥取 TOTTORI	ANA 294便	8月18日	出発 DEPARTURE 8:55発	333	
到着 ARRIVAL 東京/羽田 TOKYO/HANEDA	運賃種別 FARE BASIS (ピーク)FLEXD		到着 ARRIVAL 10:10着	航空券番号 TICKET NUMBER 1010441161602014	備考 REMARKS この航空券は2026年5月19日以降にご利用いただけません。
航空券有効期限 INVALID AFTER 2026年 5月28日	予約がある場合は予約便に限り有効 Valid for reserved flight only.		運賃適用基準日 DATE OF APPLICABLE FARE 2025年 5月28日		
[2] 出発 DEPARTURE 東京/羽田 TOKYO/HANEDA	ANA 297便	8月19日	出発 DEPARTURE 16:40発	130	12H 通路側
到着 ARRIVAL 鳥取 TOTTORI	運賃種別 FARE BASIS (ピーク)FLEXD		到着 ARRIVAL 18:00着	航空券番号 TICKET NUMBER 1010441161602025	備考 REMARKS この航空券は2026年5月19日以降にご利用いただけません。
航空券有効期限 INVALID AFTER 2026年 5月28日	予約がある場合は予約便に限り有効 Valid for reserved flight only.		運賃適用基準日 DATE OF APPLICABLE FARE 2025年 5月28日		

- ご案内
- 本書は、お客様が購入された航空券にかかわる重要な内容が記載されておりますので、内容を十分にご確認ください。
 - お客様との運送契約は、国内旅客運送約款に則ります(旅程により一部のお客様には国際運送約款が適用になります)。
 - 本書に係るその他の取扱いについては、係員にお尋ねください。

■ANA便 搭乗手続きについて

- お客様ご自身で「オンラインチェックイン」にて搭乗手続きをお済ませの上、搭乗券をご準備ください。オンラインチェックインは便出発の24時間前から、ANAアプリまたはANAウェブサイトにて操作可能です。搭乗日・便名・確認番号・搭乗者のお名前を入力、またはANAマイレージクラブ会員ログインの上、お手続きください。
- 事前「ANAアプリ」に上記情報をご入力いただくと、より簡単にオンラインチェックインをご利用いただくことができます。
- 一部オンラインチェックインができないご予約につきましては、搭乗日当日カウンターでお手続きください。

■ANA便ご利用に関するお問い合わせ

ANA国内線予約・案内センター 0570-020-222 (全国一律料金)
コミュニケーション対応時間 8:00~20:00

■注意事項

- 航空券は、券面の記載変更および第三者への譲渡はできません。また、ご申告のあったご搭乗予定の方以外のご搭乗は出来ません。
 - 不正搭乗が発覚した場合、所定の違約金を申し受けるか、状況によっては法的手段を講ずることも含め対応致します。
 - ご利用になる便に適用される運賃額と、ご購入時の運賃額が異なる場合は、差額の調整が必要です。
 - 航空券は、予約のある場合、当該便に限り有効です。
予約のない場合、特定の運賃を適用し別段の定めがある場合を除き、発行日(購入日)(※1)およびその翌日から起算して1年間有効です。
(※)ただし、コンビニなどでお支払いの場合、弊社が入金を確認した日
 - 航空会社を変更される場合は、航空券を購入された航空会社で変更手続きを行ってください。
- 払戻しについて
- お客様からのご申告に基づき、有効期間満了後30日以内に限り承ります。
 - 払戻しの際は、ANAマイレージクラブカード、確認番号または購入時にご利用のクレジットカードが必要です。
 - 払戻しの際に所定の手数料を申し受けます。
 - 払戻しは発行所または当社事務所において承ります。ただし、旅行会社でクレジットカード等にてお支払いの場合は、発行所に限り承ります。

乗車券・新幹線特急券 *****
乗車券 8月20日まで有効

大 宮 → 新 潟
8月18日 (16:05発) (17:42着)
とき 327号 10号車 3番D席 C22
¥10,730 内訳: 乗5,500・特5,230

80742-917

2025.-7.18@鳥取 (4-タ) 00147401
15877 J14MNT 01 3601

乗車券・新幹線特急券 *****
乗車券 8月21日まで有効

新 潟 → 東 京 (都区内)
8月19日 (12:27発) (14:28着)
とき 320号 8号車 14番D席 C45
¥11,160 内訳: 乗5,720・特5,440

80743-029

券面の都区内各駅下車前途無効

2025.-7.22@鳥取 (4-タ) 01232601
15990 J1E3TT 01 3601

お名前 玉木 裕一 様

お部屋番号 811 ご人数 1
ご到着 2025/08/18 ご出発 2025/08/19

日付	ご明細	部屋番号	料金	お支払等	備考	1
08/18	前受金 ◇ご宿泊代	811	13,900	13,900		

ご請求金額 0 (内 宿泊税等: 0)

10%対象 13,900 (消費税 1,263)

◇:この請求書を仕入税額控除対象の確証としてご利用いただけます。

■:消費税課税対象外

※:その他



取入印紙
貼付欄

ご署名

発行番号 081833154443 P 1 1 33 * 1 1
25/08/18 19:55 1052

ポイント 前回までP: 0 今回P: 0



領収書

北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟 様

¥1,100-

10%対象小計: ¥1,100 (うち消費税¥100)

タクシー料金 (手配料を含む): ¥1,100

タクシー利用料金 (GO) として、正に領収いたしました。
[redacted] にてお支払い)

乗車明細

利用日	2025/08/18(月)	
乗車場所	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目	埼玉県庁 議事堂前
降車場所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目	浦和駅西口
CO2削減量	94.7g	
CO2排出量	111.7g	

発行日: 2025/08/18

Order ID: 216d07fc-32ec-4dc9-ac59-ad1a39b5a97c

登録番号: T2011501015896

GO株式会社

〒106-0041

東京都港区麻布台1丁目3-1

麻布台ヒルズ森JPタワー23F

TEL 050-3183-1250

(同上) 川部議員、玉木議員
1,100円 + 2名 = 550円

○タクシー代

令和7年8月19日(火)

新潟駅南口 ～ 横田めぐみ氏拉致現場(新潟市中央区内) ～ 新潟県庁議会庁舎前

領 収 書	
	No. 4905
日付	2025年08月19日
車番	000075 000
メータ運賃	¥4,050-
合計	¥4,050-
内消費税等	¥368-
消費税率	10%
上記の通り領収致しました	

(株)三洋タクシー
新潟市東区紫竹卸新町1927-12
電話 025-274-8366
登録番号 T1-1100-0100-2289

<同乗> 坂野議員、前原議員、玉木議員

4,050円 ÷ 3人 = 1,350円

○タクシー代

令和7年8月19日(火)

新潟県庁議会庁舎前 ~ 新潟駅南口

領 収 書

No.7113

日付 '25年08月19日

車番 000088 000

基本運賃 ¥1800円

合計 ¥1800円

上記の通り領収致しました

消費税率 10%

 毎度ご乗車
ありがとうございます。

都タクシー株式会社

新潟市中央区下所島2丁目2-12

配車センター (TEL 025) 283-1139

登録番号 T4-1100-0100-5470

<同乗> 福浜議員、語堂議員、玉木議員

1,800円 ÷ 3人 = 600円

7年8月15日

領 收 書

北朝鮮年拉致問題早期解決促進
島取果議全議員連盟 様

領収金額						71 / 664
------	--	--	--	--	--	----------

上記金額正に領収いたしました。

但し 古く産代として

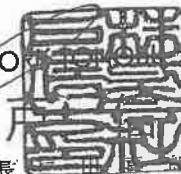
5万円未満	非課税
100万円以下	200円
200万円以下	400円
300万円以下	600円
500万円以下	1,000円

内 訳

現 金	✓
小切手(枚)	
手 形(枚)	

部	
取扱印	

生活 NETWORK



株式会社
代表取締役社長



本社：〒680-0915 鳥取市緑ヶ丘2丁目667番地14
TEL. (0857)24-5872(代) FAX. (0857)24-5B17

視察議員10名で按分

$$11,664\text{円} \div 10\text{名} = 1,167\text{円}$$

北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟県外視察費用の
報酬引き去り予定について

玉木 裕一 様

このことについて、以下のとおり報酬引き去りを行う予定です。
県外調査後、別途清算書をお渡しいたします。

【8月報酬からの引き去り予定額】

内容	金額
航空券 (鳥取空港～羽田空港 往復)	78,780円
JR代 (大宮駅～新潟駅、新潟駅～東京駅)	21,890円
旅行会社振込手数料 (航空券、JR代)	92円
合計	100,762円

【9月報酬からの引き去り予定】

- ・8/18(月)宿泊代
- ・タクシー代
- ・お土産代
- ・飲食代(8/18お昼、8/18夕食)

804

收入印紙不課 (納付者控)

令和7年8月28日(木)実施
議員向け勉強会「学びの多様な学校と不登校支援の今」

【支出一覧】

経費対象	日付	事項	相手方	支出額	立替払者	関連領収書
対象	8月28日	講師交通費	全日本空輸株式会社	36,620	山本議員	01,02,03
対象	8月28日	講師交通費	日ノ丸自動車㈱	960	山本議員	01,02
対象	8月28日	講師交通費	都営浅草線・京浜急行	1,100	山本議員	01,02
対象	8月28日	会議室使用費	公益財団法人鳥取県文化振興財団	7,540	山本議員	04,
対象	8月28日	会議室設備使用費	公益財団法人鳥取県文化振興財団	6,240	山本議員	05,
合計				52,460		

【参加者ごとの負担金】

項目	全日本空輸株式	日ノ丸自動車㈱	都営浅草線・京浜急行	公益財団法人鳥取県文化振興財団	公益財団法人鳥取県文化振興財団	合計
政務活動対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象
市谷議員	2,442	64	73	502	416	3,497
入江議員	2,442	64	73	502	416	3,497
興治議員	2,442	64	73	502	416	3,497
尾崎議員	2,442	64	73	503	416	3,498
銀杏議員	2,442	64	73	503	416	3,498
島谷議員	2,441	64	74	502	416	3,497
玉木議員	2,441	64	74	502	416	3,497
浜崎議員	2,441	64	74	503	416	3,498
東田議員	2,441	64	74	503	416	3,498
福田議員	2,441	64	74	503	416	3,498
福浜議員	2,441	64	73	503	416	3,497
前住議員	2,441	64	73	503	416	3,497
前田議員	2,441	64	73	503	416	3,497
安田議員	2,441	64	73	503	416	3,497
山本議員	2,441	64	73	503	416	3,497

令和7年8月29日

鳥取県議会不登校対策を考える会 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
上久保 秀樹

請求書

8月28日(木)「鳥取県議会議員向け勉強会」開催の交通費について、下記の金額を

請求します。

	乗車区間	交通機関	費用
8/28 (木)	三田駅→羽田空港第1・第2ターミナル駅	都営浅草線・京浜急行	550
	羽田空港→鳥取空港	全日空	18,310
	鳥取空港→県庁・日赤前	連絡バス	480
	県庁・日赤前→鳥取空港	連絡バス	480
	鳥取空港→羽田空港	全日空	18,310
	羽田空港第1・第2ターミナル駅→三田駅	都営浅草線・京浜急行	550

合 計 ￥38,680-

令和7年8月30日

鳥取県議会不登校対策を考える会 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

上久保 秀樹

領 収 書

8月28日(木)「鳥取県議会議員向け勉強会」開催の交通費について、下記の金額を正に領収しました。

	乗車区間	交通機関	費用
8/28 (木)	三田駅→羽田空港第1・第2ターミナル駅	都営浅草線・京浜急行	550
	羽田空港→鳥取空港	全日空	18,310
	鳥取空港→県庁・日赤前	連絡バス	480
	県庁・日赤前→鳥取空港	連絡バス	480
	鳥取空港→羽田空港	全日空	18,310
	羽田空港第1・第2ターミナル駅→三田駅	都営浅草線・京浜急行	550

合 計 ￥38,680-

領収書

WEB fa1579e7c2-XH562-193902-0-1100

表示日 2025年08月26日(火)

ウエクボヒデキ

様

金額

¥36,620- (税込)

クレジット支払い

(消費税10%対象 ¥36,620- (税込))

航空券番号

1010449663548010

1010449663548021

照会番号

YK29NW

但し

運賃および税金・料金等

航空券発行日

2025年08月06日(水)

上記、正に領収いたしました。



A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co., Ltd.

登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB fa1579e7c2-XH562-193902-0-1100

表示日 2025年08月26日(火)

ご搭乗者名/照会番号

ウエクボ ヒデキ様 (YK29NW)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年08月28日(木)	ANA291	東京(羽田)・鳥取	普通席	(往復)スーパーバリ ユー211	¥18,310-	2025年08月06日(水)
2025年08月28日(木)	ANA300	鳥取・東京(羽田)	普通席	(往復)スーパーバリ ユー211	¥18,310-	2025年08月06日(水)
合計金額					¥36,620-	

領 収 証

玉 木 裕 一 様

令和 7 年 8 月 29 日

¥ 1,100 .-

※消費税10%対象

(うち消費税10% ¥100.-)

但し 令和7年度版 鳥取県職員名簿 代金として

上記の金額正に領収いたしました。

鳥取県東伯郡美保町住吉い長瀬818-1
勝美印刷株式会社鳥取支店

登録番号 T9-0100-1855

支店長 田中 篤 志

TEL (0858) 35-4411

FAX (0858) 48-5010



90/



領收証 RECEIPT.

鳥取県議会議員 玉木 裕一 様

登録番号：T8010701012863

No. 2026-6675-00023

発行日：2026年6月5日

下記の金額正に領収いたしました。

¥ 20,500*

株式会社JTB

鳥取支店

鳥取市行徳1丁目205番地

2025年9月8日～2025年9月9日

但し、ご旅行代金として

「鳥取県の水産業の発展を考える会」高知調査

※軽減税率対象

取引日	品名	単価	利用数	金額	備考	消費税
9/8	ご旅行代金として	¥20,500	1	¥20,500		10%
合計				¥20,500		
代金計				(税込) ¥20,500		うち消費税 ¥1,863
				¥20,500		¥1,863

9月3日、銀行振込にて入金

出納責任者		
取扱者		



收入
印紙

領収個所名、領収印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。

財認番号第2019-088

旅費証明書

玉木 裕一

様

高知視察(鳥取片道 日帰り)

掲記のご旅行の代金を次のとおりご案内申し上げます。

● ご旅行期間

令和7年9月8日(月)～9月9日(火)



観光庁長官登録旅行業第64号
株式会社JTB

鳥取支店

鳥取県鳥取市行徳1-205 〒680-0824
TEL 0857-22-8851 (社)日本旅行業協会正会員

支店長: 景山 展光

取扱管理者: 景山 展光

担当者: [REDACTED]

提出日: 令和8年7月7日

旅程: 鳥取駅→高知

項目	単価	利用数	料金	消費税	備考
JR 鳥取→高知 片道	11,710	1	11,710	適用	
バス1日利用料金	7,385	1	7,385	適用	
企画料金	1,405	1	1,405	適用	
合計	20,500				

1002

領 収 証

No. _____

鳥取県議会議員
玉不裕一様

2025年10月15日

★ ¥5,000-

但山陰インド協会2025年度会費

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

松江市殿町383番地

山陰インド協会

TEL (0852) 32-3481



1002

2025 年 10 月 吉日

山陰インド協会会員各位

名誉会長・古瀬 誠
会長・松尾 倫男
山陰インド協会事務局

本年度会費振込のお願い（再請求）

謹啓 貴社におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は協会活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、山陰インド協会（会長・松尾倫男山陰中央新報社社長、218 団体・個人）の本年度会費請求につきましては、総会後の 6 月にお願ひ文書並びに請求書を送付しておりますが、9 月 24 日時点で、下記事務局口座への振り込みが確認できておりません。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ですが、本年度会費を事務局口座まで速やかに振り込んでいただきますよう、再度お願いする次第です。

なお、払い込みはすでに終了しているなどのケースがございましたら、事務局まで連絡していただきますようお願い致します。

謹白

記

金融機関名 山陰合同銀行北支店（002）
口座番号 普通預金 3960830
口座名義 山陰インド協会 《事務局長 岡並 弘》

※振込手数料は、振込人負担でお願いします

※会費：法	人＝1 万円一口以上	個	人＝5 千円一口以上
会	長＝1 万円十口以上	副 会 長	＝1 万円五口以上
常任理事	＝1 万円三口以上	理 事	＝1 万円二口以上

山陰インド協会事務局 0852-32-3481

請 求 書

2025 年 9 月 30 日

御中

年会費 ￥5,000 円

0/15 振込済み
海

振込先

山陰合同銀行 北支店（002）
普通預金 3960830
山陰インド協会 事務局長

山陰インド協会とは

[トップ](#) / 山陰インド協会とは

山陰インド協会（設立趣意書）とは

世界経済を牽引する新興国として成長著しいインドと日本との交流は近年、特に経済分野で活発化しています。平成23年8月には日印両国間の貿易や投資などを自由化する経済連携協定（EPA）が発効され、昨年は国交樹立60周年の節目を迎えました。二国間での経済交流は今後も拡大の一途をたどるものと推測されますが、山陰地方でも東南アジアやロシアなどを主なターゲットに貿易や投資などを行う海外進出への機運が徐々に高まりを見せています。

こうした状況の中で、インド哲学、仏教学、比較思想学の世界的権威で松江市名誉市民の故中村元博士の業績を顕彰する中村元記念館が昨年10月、松江市八束町（大根島）に開館しました。記念館を視察したインドのディーパ・ゴパラン・ワドワ駐日大使が「感動し、驚いた。（記念館は）印日交流の象徴的な殿堂」と評価されるなど、今後の文化交流の中核施設としての役割が期待されています。

また、世界水準のプログラミング言語として注目される「Ruby」を開発したまつもとゆきひろ氏（松江市名誉市民）は、今も松江市を拠点に活躍しています。さらに、中海・宍道湖・大山圏域はIT関連や情報産業企業も多く、IT大国とも形容されるインドとのIT情報分野での交流は、山陰地方の産業振興にとっても大きな可能性を秘めています。

一方、陸海空のインフラ整備が進む米子と境港両市では、山陰で唯一の海外定期便を持つ米子空港や山陰最大の貿易港である境港が中海・宍道湖・大山圏域から海外を目指す空と海との玄関口の役割を担っています。

こうした独自の特長を背景に、山陰両県の団体企業の皆様のご協力の下、「山陰インド協会」を設立し、山陰とインド、日本とインドとの友好的な経済文化交流の推進によって、両国関係の理解と親善の増進に寄与するとともに、山陰両県の産業経済及び地方文化の向上発展を目指したいと存じます。

以上の設立趣旨にご賛同いただき、特段のご理解並びにご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年6月14日

山陰インド協会設立発起人一同

山陰インド協会の概要



山陰インド協会の歩み



山陰インド協会役員名簿



山陰インド協会会報（活動の紹介）



サニ

入会案内 / お問い合わせ

山陰両県の各種法人・団体をはじめ、
両県民の皆様からの幅広いご理解と
ご支援・ご協力をお願いしております。

入会案内

インドとの相互交流を通して、
山陰の産業振興、発展を目指しています。



お問い合わせ

山陰インド協会へのお問い合わせ、
ご意見・ご感想をお寄せ下さい。



山陰インド協会

The San-in India Association

Established in 2013

山陰インド協会事務
局連絡先

理事事務局長

事務局次長

郎

電話：

〒690-0886

松江市母衣町55-4 松

江商工会議所ビル5F

山陰インド協会インド支部長

<二宮祐支部長連絡先>

Seino M (Mahindra) LL Private Limited

AIHP Palms, 2nd Floor, "B-wing"

Plot No.242-243, Udyog Vihar, Phase-IV

Gurugram, Haryana 122015, India

Mobile: +91 84335 35226

| プライバシーポリシー | サイトマップ |

©Sanin India Association All Rights Reserved.

山陰インド協会とは

[トップ](#) / [山陰インド協会とは](#) / [山陰インド協会の概要](#)

山陰インド協会の概要

名称

山陰インド協会 (The San-in India Association)

設立

2013年6月

協会役員

名誉会長	古瀬 誠	中村元記念館審議会名誉顧問
相談役	松尾 倫男	株式会社山陰中央新報社代表取締役社長
会長	山崎 徹	株式会社山陰合同銀行代表取締役会長
副会長	田部 長右衛門	山陰中央テレビジョン放送株式会社代表取締役社長
副会長	並河 元	株式会社さんれいフーズ代表取締役社長
副会長	宮下 浩之	株式会社島根富士通代表取締役社長
副会長	又賀 航一	株式会社日新代表取締役会長
副会長	福田 壮秀	ファミリーイナダ株式会社代表取締役社長
副会長	石原 俊太郎	山陰ケーブルビジョン株式会社代表取締役社長
副会長	渡邊 洋	株式会社プロテルアル安来工場工場長

※その他、名誉役員・役員はこちら

会員数

224団体・個人

(名誉役員47, 法人会員123, 個人会員54)

所在地

〒690-0886

松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル5F

連絡先

理事事務局長

事務局長

電話：



入会案内 / お問い合わせ

山陰両県の各種法人・団体をはじめ、
両県民の皆様からの幅広いご理解と
ご支援・ご協力をお願いしております。

入会案内

インドとの相互交流を通して、
山陰の産業振興、発展を目指しています。



お問い合わせ

山陰インド協会へのお問い合わせ、
ご意見・ご感想をお寄せ下さい。



山陰インド協会

The San-in India Association

Established in 2013

山陰インド協会事務局連絡先

理事事務局長

事務局長

電話

〒690-0886

松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル5F

山陰インド協会インド支部長

<二宮祐支部長連絡先>

Seino M (Mahindra) LL Private Limited

AIHP Palms, 2nd Floor, "B-wing"

Plot No.242-243, Udyog Vihar, Phase-IV

Gurugram, Haryana 122015, India

Mobile: +91 84335 35226

会派・議員連盟関係政務活動費計上額一覧表

議員名: 玉木裕一

領収書等番号: 1

会派・議員連盟の名称	政務活動費計上金額	
	計上額	計上方法
北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟	3,810	収支決算書のとおり
鳥取港湾整備利活用・圏域発展促進鳥取県議会議員連盟	90,969	収支決算書のとおり
鳥取県の水産業の発展を考える会	448	収支決算書のとおり
鳥取県・インド友好議員連盟	22,829	収支決算書のとおり
鳥取県森林・林業・林産業活性化促進議員連盟	6,342	収支決算書のとおり
鳥取県議会看護問題対策研究議員連盟	380	収支決算書のとおり
政務活動費計上額合計	124,778	

※1) 会派、各議員連盟の政務活動費計上額に係る証拠書類は、会派、各議員連盟の関係書類(収支決算書)を援用します。

※2) 「計上方法」欄は、収支決算書どおりの金額を計上する場合は「収支決算書のとおり」と記載し、旅費調整など一部計上する場合はその内容を記載してください。

【様式】

政 務 活 動 一 覧

議員名：玉木 裕一

旅行期間	活動日時	活動先			政務活動の 内容	関連領収 書番号
		住所	活動先の名称	対応部局等		
7.7.23 ～7.7.24	7/23 10時～12時、14時～16時 7/24 9時～11時	石川県	輪島港、七尾港 和倉港、金沢港	国交省北陸地方整備局、能登港湾空港復興推進室、石川県金沢港湾事務所建設課	石川県内各港湾調査	1
7.8.18 ～7.8.19	8/18 13時～15時 8/19 9時～11時	埼玉県 新潟県	埼玉県庁 新潟県庁	埼玉県議会 鈴木議員、保谷武議員他 新潟県議会 高橋議員、新潟県古田室長	北朝鮮拉致問題 現地視察	1,801,802 ,803
7.8.20	9時～12時 13時～17時	鳥取市	とりぎん文化会館	鳥取県消防防災課	鳥取県防災士養成研修	804
7.8.28	13時～17時	鳥取市	とりぎん文化会館	鳥取県議会不登校対策を考える会	勉強会	805
7.9.8	13時～14時半、 15時～16時半	高知県	高知大学 高知県庁	高知大学深田教授、高知県水産振興部土居課長	水産業を考える会 県外視察	1,706,707 ,901

- ・交通費（JR等運賃、タクシー代、駐車場代）、宿泊費、会議等への参加費及び会議の開催経費（会場代、講師謝金等）に政務活動費を充当する場合に記載すること。
- ・移動日等も含め政務活動が複数日に渡る場合は、移動日等を含めた「旅行期間」と実際の政務活動を行った「活動日時」を記載すること。なお、旅行期間が1日である場合は、旅行期間欄は空欄とし、活動日時欄の時間は記載不要とする。
- ・県外及び国外での政務活動については、別途「活動報告（県外・国外）」を提出すること。

活動報告（県外・国外）

議員名： 玉木 裕一

活動事項	鳥取港港湾整備利活用・圏域発展促進鳥取県議会議員連盟による視察調査
活動年月日	令和7年7月23日（水）10:00～12:00 輪島港、14:00～16:00 和倉港及び七尾港 同月24日（火）9:00～11:00 金沢港
場所	輪島港（石川県輪島市）、和倉港及び七尾港（石川県七尾市）、金沢港（石川県金沢市）
活動の相手方	国土交通省北陸地方整備局 能登港湾空港復興推進室 石川県 金沢港湾事務所建設課
活動の目的	能登半島地震からの復興状況及び被災時に港湾機能が果たした役割を確認。併せて、石川県におけるクルーズ客船や海上物流の拠点となる港湾の現地調査を通じ、本県被災時において、港湾が果たすべき役割、今後のクルーズ客船の寄港促進及び物流振興策等についての施策検討に当たっての参考とする。
活動の内容	・ 輪島港においては、地震災害の被災及び復興状況を調査。地盤隆起や崩落による接続道路の寸断のほか、海底面の隆起による水深減少、船舶の入港困難といった被災状況をお聞きした。 ・ 和倉港及び七尾港においても、港湾地盤の液状化による道路寸断などの被災状況と復旧状況について説明を受けた。 ・ 金沢港においては、国際定期航路の就航状況、クルーズ客船の誘致状況について調査。ターミナル施設を訪問し、今後のさらなる高齢化の進展に伴いクルーズ客の増加を見込んでおられること、船舶が寄港しない日でもにぎわい拠点となるよう取組が進められていることを聴取した。
活動の結果等	本県では全県的に大小の漁港、港湾が整備されている。物流機能を果たす大規模港湾は限られるが、漁業活動やクルーズ客船の寄港も活かして、港を核とした地域づくりを考えていくきっかけとなった。 特に、石川県は令和6年元日の能登半島地震により、建物の倒壊、道路網の寸断といった陸上の被害に加え、海底隆起も発生した地域も生じており、甚大な地震災害時における漁港、港湾の重要性を認識するとともに、実際の復興現場も調査できた。 とりわけ、輪島港においては、被災の5日後から支援物資の受入を開始できたこと、また、七尾港においても、大型フェリー客船が2週間弱で入港し、被災者を受け入れたことをお聞きできた。こうしたことを通じて、被災直後の道路網、空港施設の寸断時でも、比較的速やかに物流を復旧できること、また、被災者の入浴等を支援できたことなど、大規模災害の被災時における港湾の有用性について改めて理解することができた。今回の活動を、ぜひ本県の漁港、港湾整備の推進に向けた議会質問や提言につなげてまいりたい。
関連領収書番号	1

活 動 報 告（県外・国外）

議員名： 玉木裕一

活 動 事 項	拉致問題早期解決促進議連「関連条例制定先進県」調査
活 動 年 月 日	令和7年8月18日（月）～19日（火）
場 所	・埼玉県議会 ・新潟県議会
活動の相手方	・埼玉県議会、鈴木正人議員、保谷武議員、人権教育課課長、松本他 ・新潟県議会、高橋直樹議員、新潟県国際課拉致問題調整室古田室長、他
活 動 の 目 的	拉致問題の早期全面解決を目指し、既に条例を制定している埼玉県と新潟県を視察し、本県においても同様の条例制定を早期に実現するため
活 動 の 内 容	埼玉県、新潟県、の拉致問題早期解決に関わる取り組み状況、また条例制定に至るまでの経緯や課題など共有していただきました。
活動の結果等	・拉致問題についてはエリアや年代、人によって温度差がある。この問題を風化させないためにも条例制定、そして啓発活動等、改めて力を入れていかなければいけないと感じました。 何事も自分事で考えて当事者の気持ちに寄り添い、問題の全面解決に向け取り組んでいきたい。
関連領収書番号	1, 801, 802, 803

活 動 報 告（県外・国外）

議員名： 玉木裕一

活 動 事 項	鳥取県の水産業の発展を考える会の県外調査
活 動 年 月 日	令和7年9月8日（月） 13:00～14:30 15:00～16:30
場 所	・高知大学物部キャンパス（高知県南国市物部 200） ・高知県庁（高知県高知市丸ノ内 1-2-20）
活動の相手方	・高知大学農林海洋科学部海洋生物生産学コース水族栄養学研究室 教授 深田 陽久 ・高知県水産振興部水産業振興課長 土居 聡
活 動 の 目 的	高知県における養殖業の先進的な取組について、高知大学、高知県庁から内容聴取し、意見交換を行い、その結果を県水産業の発展への提言等につなげる。
活 動 の 内 容	高知大学の深田教授から、「産業としての養殖業の将来展望（飼料確保・開発、魚病予防、効率的な養殖システムの開発等）」について概要を聴取した。 その後、高知県庁水産振興部より、高知県の「水産業における女性・若者の活躍推進」について概要を聴取し、意見交換を実施した。
活動の結果等	・深田先生からは、最近の食の傾向として、魚を回転寿司で食べる傾向が強く、家でなかなか食べなくなっているらしく、大手寿司チェーンやイオン・スーパーなどとの連携が重要で、出口戦略に強いところが生き延びていくと教わった。養殖における様々な課題（飼料の確保・開発、魚病予防、効率的な養殖システムの開発等）を 教わったので、鳥取県の稼げる産業として養殖業の発展に寄与していきたい。 ・高知県庁では、人口減少に伴い、高知県の漁業者の推移や女性の漁業者数が H5 より 80%以上激減している中で、若者や女性に選ばれる働きやすい水産業への転換を目指し、女性活躍推進事業に力を入れられ、水産女子会を SNS など発信し、女性主体の操業モデル構築などに力を入れられているところは非常に参考になった。 こういった活動を本県にも取り入れて、女性活躍推進につなげていきたい。
関連領収書番号	1,706,707,901